○東北地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮城県宮城郡利府町赤沼字浜田一〇〇番二五から同町赤沼字浜田一三八番一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十日

○東北地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
宮城県本吉郡南三陸町志津川字中瀬町三七番二から同町志津川字十日町一番まで	前	一〇・五二～一九・七四メートル
	後	一〇・一三～四〇・一二　一〇・〇五一一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮城県本吉郡南三陸町志津川字中瀬町三七番二から同町志津川字十日町一番まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十日

○東北地方整備局告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第六項の規定により本局長において実施中の町道の修繕工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十九年三月三十日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
町道宮下名入線	福島県大沼郡三島町大字宮下字下乙田から同町大字名入字上赤谷まで（三島大橋）	修繕	平成二十九年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	幸手市大字平須賀字外郷内前二四八一番六から同市大字木立字流作一八三〇番三六まで	関東地方整備局及び同局北首都国道事務所
〃	久喜市西字上川原六七八番一地先から幸手市大字上高野字菩薩前一一二一番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十九年三月三十日

○関東地方整備局告示第百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年関東地方整備局告示第百七十三号長野都市計画道路事業三・四・三十六号高田若槻線

三　事業施行期間　自平成二十年三月二十七日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年関東地方整備局告示第三百三十九号甲府都市計画道路事業三・四・十号高畑町昇仙峡線

三　事業施行期間　自平成二十二年八月三十一日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第八号水戸・勝田都市計画道路事業三・五・百号平野・杉本線

三　事業施行期間　自平成十一年一月四日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　平成十一年建設省告示第八号、平成十五年関東地方整備局告示第九十九号、平成二十年関東地方整備局告示第百五十三号及び平成二十五年関東地方整備局告示第百三十七号の事業地のうち大字瓜連字遠野及び字山沢地内において事業地を変更する。